

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第51号

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年野田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第8号ア及びイ以外の部分中「ア又はイの」を「次の」に改め、同号ア中「規定による一時保護又は」を「一時保護、」に、「規定による保護」を「婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護」に改め、同号に次のように加える。

ウ 配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について（平成20年5月9日付け雇児福発第0509001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者その他これに準ずる者として市長が認める者

第30条の2第1項第3号中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。